○厚生労働省告示第二百三十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百四十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百四十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十二第十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第二十一条第一項の助産の実施」を「第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十一条第一項の助産の実施」に改め、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百四十二号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表の第1章第1節の注3に次のただし書を加える。

ただし、他の指定入院医療機関から転院した日（以下「転院日」という。）から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。

別表の第1章第1節の注7を同節の注9とし、同節の注6を同節の注8とし、同節の注5を同節の注7とし、同節の注4に次のただし書を加え、同注を同節の注5とする。

ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。

別表の第1章第1節の注5の次に次のように加える。

注6　指定入院医療機関が治療計画に基づく医療を提供し、入院決定日から起算して1年以内に社会復帰期に移行した場合、最初の社会復帰期入院対象者医学管理料の算定日の所定点数に社会復帰期移行加算として13,500点を加算する。

別表の第1章第1節の注3の次に次のように加える。

注4　回復期入院対象者入院医学管理料について、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して271日以上の期間にあっては、1日につき所定点数から100点を減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合又は急性増悪等やむを得ない場合は、減算しない。

別表の第1章第2節中「通院対象者通院医学管理料（1月につき）」を「1　通院対象者通院医学管理料（1月につき）」に改め、同節の注3中「13部」を「第13部」に改め、同節の注5中「通院対象者通院医学管理料に係る区分に応じ、次に掲げる点数を1月にそれぞれの所定点数に」を「所定点数に2,000点を」に改め、同注のイからハまでを削り、同節の注6中「600点」を「1,000点」に改め、同節の注7中「450点」を「600点」に改める。

別表の第1章第2節に次のように加える。

2　医療観察情報提供料　250点

注　指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）が、別の指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）に対して、通院対象者の同意を得て、当該通院対象者の診療に必要な情報を提供した場合に、通院対象者1人につき月1回に限り算定する。ただし、通院対象者通院医学管理料を算定している場合にあっては、算定しない。

別表の第2章通則の3のイ中「日において」の下に「、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている」を加え「500点」を「700点」に改める。

別表の第2章通則の3の注3の次に次のように加える。

注4　ロの(1)については、抗精神病薬を服用している通院対象者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、医療観察特定薬剤副作用評価加算として、月1回に限り所定点数に25点を加算する。

別表の第2章通則の4を次のように改める。

4　医療観察認知療法・認知行動療法（1日につき）

イ　地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合　500点

ロ　イ以外の場合　420点

注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

注2　診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

注3　指定通院医療機関において、医療観察認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料についてはこの限りでない。

別表の第2章通則の7の注1中「別に」を「イについては、別に」に改め、同7の注4を同7の注5とし、同7の注3を同7の注4とし、同7の注2を同7の注3とし、同7の注1の次に次のように加える。

注2　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に算定する。